

【お知らせ】建築技術安全審査について

2025年4月から半年にわたって開催されたEXPO2025 大阪・関西万博も、無事、閉幕致しました。万博パビリオン（仮設建築物）においては、仮設許可申請および確認申請を行うための事前審査として、建築技術安全審査（以下、安全審査）を多くご利用頂きました。

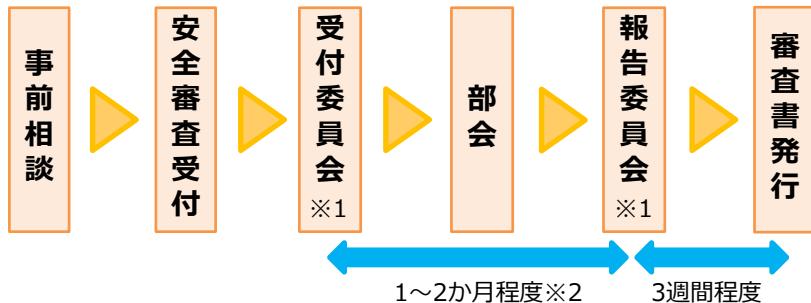


■安全審査では、下記の建築物・建築技術を対象に審査を行っています。

- ・特定行政庁（建築主事）または確認検査機関などが**構造安全性の判断根拠**として、安全審査を受けることが必要であると判断したもの
- ・建築主等が**第三者機関によるセカンドオピニオン**として、安全審査を受けることが適切と認めたものなど。

※GBRCが安全審査を行った施設の一例。写真は全て当法人の職員による撮影

■安全審査の標準的な流れ



※1 第2火曜日、第4火曜日が委員会の開催予定日です。

※2 案件によって異なりますが、標準的な実績期間を示しています。

■安全審査の活用事例

- ・既存建築物の特定天井の落下防止
- ・増改築時に既存不適格部分の危険性が増大しないことの検証
- ・告示の規定を外れるCLTパネルの性能確認・評価
- ・文化財建造物の安全性検証
- ・伝統的木造構法の限界耐力計算を用いた設計方法の妥当性
- ・擁壁や斜面の安全性検証
- ・既存建築物の長周期地震動対策
- ・仮使用時の安全性検証
- ・施工時不具合の是正方法、是正結果の妥当性 etc …

→幅広い実績がありますので、まずはお問い合わせください！

【お知らせ】耐風設計に関するGBRC内規の改訂について、他

■耐風設計に関する内規の改訂について（2025年11月改訂）

耐風設計に関するGBRC申し合わせ事項（内規）に「構造骨組みの耐風設計」の項目を追加致しました。改訂項目は以前より事前相談やセミナー等でお伝えさせて頂いている内容で、審査基準を大きく変更するものではありません。以下、改訂のポイントを簡単に記載させて頂きます。

改訂項目①

設計風速は建築基準法告示によって求められる値を下回らないものとする。

告示と荷重指針では、設計風速の求め方が異なることから、本規定を設けています。また、「設計風速」という言葉の定義が告示には存在せず、「基準風速」等と混同されるケースがありますので、ご注意ください（別紙1参照）。なお、本規定は風直交方向荷重、ねじり風荷重を荷重指針によって算出する場合にも適用します。

改訂項目②

風の直交やねじり荷重を考慮するケースで、地震荷重と風荷重の比較によって、風荷重に対する詳細検討（風荷重に対する架構応力の算出、各部材の断面検討）を省略する場合は、下記の点に注意すること。

- 1) 比較対象となる地震荷重のクライテリアが風荷重と同等もしくはより厳しいこと。
- 2) ねじり風荷重を適切に考慮していること。
- 3) 風荷重は風方向、風直交方向、ねじり方向が同時に作用するため、柱の2軸曲げを考慮した比較方法となっていること。

上記をふまえた比較的簡易な方法の一例を別紙2に示します。

検討方法としては他にも考えられますので、設計者が状況に応じて適切に検討を行って頂くことを妨げるものではありません。

■既往のGBRC内規について

既往のGBRC内規のうち、2025年1月に改訂した「RC床の面内せん断力の移行の保証関連」について、改めて掲載します。

<GBRC申し合わせ事項>

床のせん断平均応力 τ_D は移行せん断力 Q_D をスラブ厚 t × RC梁芯間距離 l で除したものとする。

○主架構が許容応力度設計時

床のせん断平均応力 τ_D はRC規準のコンクリートの短期せん断許容応力度 f_s 以内

$$\tau_D \leq f_s = \frac{F_c}{20} \quad \text{かつ} \quad 1.5 \times \left(0.49 + \frac{F_c}{100} \right) \text{以下} \quad \cdots ①$$

○主架構が終局設計時

$$F_c \leq 30 \text{N/mm}^2 \quad \tau_D \leq 0.1 \times F_c \quad \cdots ②$$

$$F_c > 30 \text{N/mm}^2 \quad \tau_D \leq 0.55 \times \sqrt{F_c} \quad \cdots ③$$

但し、移行せん断力 Q_D は Q_{WSU} 以下とする。

$$Q_D \leq Q_{WSU} = \left\{ \frac{0.053 p_{te}^{0.23} (F_c + 18)}{\frac{M}{Q_D} + 0.12} + 0.85 \sqrt{\sigma_{wh} p_{wh}} + 0.1 \sigma_0 \right\} t_{ej} \quad \cdots ④$$

なお、他の適切な方法で評価される場合は、その評価方法によるものとする。

※1 主架構が終局設計の場合、④式の通り、移行せん断力が荒川式以下であることを確認頂く必要がありますが、こちらの検討を見落とされるケースが多いため、ご注意ください。

※2 鉄骨梁に支持された床スラブのように周囲の拘束が期待できない場合には、床スラブのせん断平均応力度をコンクリートの引張強度 $\sigma_T = 0.33 \sqrt{\sigma_B}$ 以下に抑えるなどの配慮が必要です。その場合、④式の適用は不要です。

【認定情報】審査期間

■認定審査期間の実績(2025.9月～12月) (性能評価期間は含みません)

	標準期間 ^{※1}	実績
新規	2ヶ月	64～68日
新規 (特定天井あり ^{※2})	2.5ヶ月	－
計画変更	1.5ヶ月	33日
計画変更 (特定天井あり ^{※2})	2ヶ月	－
軽微な変更	1.0ヶ月	22～49日 ^{※3}
軽微な変更 (特定天井あり ^{※2})	1.5ヶ月	－

－は該当期間内での実績なしを示す

※1 標準期間は認定申請～認定書交付までの標準日数を表しています。

※2 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。

※3 避難との同時申請であったため、通常より時間を要しました。

【解説】大臣認定書の押印廃止と電磁的交付

建築基準法施行規則の改正により、10月1日以降に大臣認定書が交付される案件は大臣認定書の押印が廃止になり、これに伴い大臣認定書の電磁的交付（pdf送付）が開始となっております。

原則、電磁的交付（pdf送付）ですが、紙交付をご希望の場合は、大臣認定申請書類の確認連絡時にお申し出ください。紙交付の場合は従前の黄色い厚紙でなく、国交省で使用している再生紙になります。なお、紙交付でも押印はされません。また、紙交付の場合は、変更申請時に国交省への返却が必要になりますので、大事に保管しておいてください。

（補足）大臣認定書の押印廃止による、真正性の確保（本物であることを確認）は大臣認定データベースの確認等により担保することとなり、あくまでシステム上にあるものが原本という位置付けとなります。システム上の確認が必要な場合は当法人へご連絡頂くか、下記HPに掲載される公開帳簿と照合ください。（但し、タイムラグあり）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_00042.html

【イベント】GBRC EXPO 2025 東京会場 開催報告

2025年10月17日（金）に一橋大学・一橋講堂にてGBRC EXPO 2025（2025年度GBRC建築技術セミナー）を開催し、特別講演として国土交通省様、大林組様に環境に配慮した技術について幅広くご講演頂きました。

東京会場は計137名と多くの方々にご来場いただき、大変盛況となりました。また、皆様に有益な情報をご提供する場として、来年度もセミナーを開催する予定です。詳細が決定次第、本メールサービスでもご案内いたしますので、ぜひご参加ください。

【編集後記】

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年は「馬」年ということで、馬のように力強く、軽快に進んでいける一年にしていきたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い致します。（K.K）



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所

評価判定センター 性能評定課

担当：甲谷、鳥谷、勝間

TEL：070(7811)0607 FAX：06(6966)7680

E-mail：seinou@gbrc.or.jp